

論

説

「契約当事者の地位の移転」の機能的考察（二）

——契約の譲渡可能性と相手方の承諾——

野澤正充

はじめに

第一章 問題の提起

第二章 具体例の検討（以上五三号）

第三章 日本とフランスにおける近時の議論

第一節 序説

第二節 フランス——一九九七年の破毀院商事部判決（以上五四号）

第三節 日本——ゴルフ会員権の譲渡をめぐる裁判例

第一款 概説

第二款 ゴルフ会員権の譲渡可能性

第三款 相手方の承諾のない譲渡の効力

第四款 その他の継続的契約

第四節 まとめ（以上本号）

第四章 全体的考察

おわりに

第三節 日 本—ゴルフ会員権の譲渡をめぐる裁判例

第一款 概 説

一 ゴルフクラブの各種

すでに触れたように、ゴルフ会員権の法的性質が、当該ゴルフクラブに対する契約当事者の地位であるということについては、今日の判例および学説に異論はない。その契機となつたのは、後述の最高裁昭和五〇年七月二五日判決【一】である。

もつとも、ひとくちにゴルフクラブと述べても、その利用形態には種々のものがある。そして、これらを大別すると、社団法人制、株主会員制および預託金会員制の三つに分類されよう。⁽¹⁾

まず、社団法人制ゴルフクラブとは、戦前から昭和三〇年頃までに、民法の社団法人の規定（民三三条以下）に従つて設立が許可されたものであり、ゴルフクラブの中でも最も古い形態であると解される。そして、このゴルフクラブの目的は、会員がゴルフをすることを通じてその健康を増進し、かつ、会員相互の親睦を図ることにあり、会員の法的地位も、民法上の社団法人の社員としてとらえることが可能である。⁽²⁾

つぎに、株主会員制ゴルフクラブとは、その会員が当該ゴルフ場を経営する母体である企業（株主会社）の株主となる形態である。これは、昭和三〇年頃から社団法人における公益性の要件が厳格となり、その設立許可が困難になつたため、新しくゴルフ場を開設しようとした経営者が採用したものである。⁽³⁾その特徴は、会員が株主の地位とゴルフ場施設を利用する会員としての地位の二面性を有する点にあり、会員権の譲渡に関しても、株式の譲渡（商二〇五条以下）と会員としての地位の譲渡と併せて考慮しなければならない、と解されている。⁽⁴⁾

第三の預託金会員制ゴルフクラブとは、会員となることを希望する者が一定の金額を保証金ないし預託金としてゴルフ場経営会社に預託し、その会員となつて年会費を支払い、優先的に施設を利用する形態である。⁽⁵⁾ この形態は、ゴルフ場を経営する企業が、その莫大な建設資金および運営資金を調達するためにとられたものであり、右預託金は、一定の据置期間の経過後に、会員の退会とともに返還されるのが通常である。⁽⁶⁾

右の三つの形態のうち、現在では、預託金会員制ゴルフクラブが一般的であるとされている。その理由としては、ゴルフ場に対する需要の増大を背景に、この形態が事業者にとって、手持ちの資金がなくても資金の調達を容易にすることであること、および、預託金会員制ゴルフ会員権が投資の対象となり、いわゆる会員権ブームを引き起こしたことがあげられよう。

そこで以下では、ゴルフ会員権の譲渡を検討するに際し、主として預託金会員制ゴルフクラブにおけるそれを対象とする予定である。もつとも、他の形態のゴルフクラブを捨象するものでないことは論をまたない。しかし、現実の裁判例の多くも預託金会員制ゴルフクラブをめぐるものであり、以下ではとくに断らない限り、この形態のゴルフクラブを念頭に置くことにする。

二 ゴルフ会員権の法的性質＝契約当事者の地位

預託金会員制ゴルフクラブにおける会員権の法的性質に関するリーディング・ケースとなるのは、つぎの最高裁判決である。

【一】 最高裁昭五〇年七月二十五日判決（民集二九巻六号一一四七頁）

事案は次のようにあった。Aカントリーコレクションの個人正会員権を有していたY（被告、控訴人、上告人）は、Bから金銭を借り受けたCの債務を担保するために、右会員権に譲渡担保権を設定し、これを買戻し条件付きでBに

譲渡した。その際にYは、Bに対して、会員名義変更承認願書を交付した。しかるに、買戻期限を過ぎても右貸金の弁済がなきれないため、Bは右会員権をX（原告、被控訴人、被上告人）に譲渡した。ところで、Aカントリー俱乐部の会則によれば、会員は、同俱乐部理事会の承認を得て会員権を譲渡することができるとされていた。しかし本件では、Xへの会員権の譲渡につき理事会の承認がなく、Yが会員権の帰属を争つた。そこで、XがYに対し、会員権の譲渡に伴う名義書換変更承認願手続の協力を求めて訴えを提起した。第一審・第二審ともにXの請求を認容し、Yが上告した。その上告理由は、会員権の譲渡には理事会の承認が必要であり、その承認がない限り、YB間およびBX間の譲渡は当事者間においても無効であるというものであった。

最高裁は、以下のように判示して、Yの上告を棄却した。すなわち、「原審の適法に確定したところによると、Aカントリー俱乐部はそれ自体独立して権利義務の主体となるべき社団としての実体を有せず、同俱乐部理事長はD株式会社所有のゴルフ場施設の管理運営をD会社から委ねられ、その業務を代行しているにすぎず、Aカントリー俱乐部会員権は、会員がD会社の代行者たる同俱乐部理事長に対して入会を申し込み、同俱乐部の規則所定の理事会の承認と入会保証金の預託を経て理事長がこれを承諾することによつて成立する会員のD会社に対する契約上の地位であり、その内容として会員は、D会社所有のゴルフ場施設を同規則に従い優先的に利用しうる権利及び年会費納入等の義務を有し、入会に際して預託した入会保証金を五年の据置期間経過後は退会とともに返還請求することができ、また、会員は同俱乐部理事会の承認を得て会員権すなわち以上のようないくつかの権利を他の譲渡することができる、というのであつて、右事実関係に照らすと、本件Aカントリー俱乐部会員権はいわゆる預託金会員組織のゴルフ会員権と称せられるものにあたることが明らかである。

以上のような性質を有するいわゆる預託金会員組織ゴルフ会員権を目的とする譲渡担保設定契約において、設定者が、譲渡担保権者の換価処分により将来右ゴルフ会員権を取得した第三者のために、その譲渡に必要なゴルフク

ラブ理事会の承認を得るための手続に協力することをあらかじめ承諾している場合には、被担保債権の履行期の経過に伴い譲渡担保権者が取得した換価処分権能に基づく第三者への売却によつて、ゴルフ会員権は設定者に対する関係では売渡を受けた第三者に有効に移転し、右売却の時に被担保債権は、換価額が債権額を超えるときは全額につき、換価額が債権額に足りないときは換価額の限度で満足を得たこととなり、これに伴つて譲渡担保関係も消滅し、設定者は、右換価額が譲渡担保権者の債権額を超えるときはその超過額を譲渡担保権者から清算金として受領することができるが、ゴルフ会員権については債務を弁済してその回復をはかる機会を確定的に失い、これを取得了した右第三者のために、ゴルフクラブ理事会の譲渡承認を得るための手続に協力する義務を有するに至るものといふべく、また、設定者は、譲渡担保権者が清算金を支払うのと引換えにのみ右義務の履行に応ずるとの同時履行の抗弁権を第三者に対して行使することは許されない、と解するのが、相当である。それゆえ、：XのYに対する本件会員権譲渡に伴う名義変更承認願協力請求を認容した原審の判断は、正当として是認することができ」る。

右判決【二】によれば、ゴルフ会員権は、つきのような内容の権利義務を包括する「契約上の地位」であるとされる。すなわち、会員は、①ゴルフ場施設の優先的利用権を有し、また、②年会費納入等の義務を負う。そして、③入会に際して預託した入会保証金を据置期間経過後に退会とともに返還請求することができ（預託金返還請求権）、④ゴルフクラブ（理事会）の承認を得てその会員権を第三者に譲渡することができるところになる。

そして、右の点からも明らかのように、ゴルフ会員契約は、原則として、会員が脱退ないしその会員権を第三者に譲渡しない限り継続する「継続的契約」である。⁽⁸⁾ そうであるとすれば、ゴルフ会員権の譲渡なしし譲渡担保をめぐる紛争は、まさに契約当事者の地位の移転の典型例の一つである、と解される。⁽⁹⁾ とりわけ、「契約当事者の地位の移転」を二つの類型に分ける本稿の視点からは、ゴルフ会員権の譲渡はそれに先行する財産の移転がないため、

「合意に基づく契約当事者の地位の移転」に含まれよう。

三 問題の所在—債権譲渡との対比

さて、右の【一】判決からは、契約当事者の地位であるゴルフ会員権を譲渡するためには、その相手方であるゴルフ場会社【二】判決の事案では、俱楽部理事会の承諾（承認）が必要であることがうかがわれる。しかし、右判決は、かかる承諾がない場合にも、「第三者への売却によつて、ゴルフ会員権は設定者（Y）に対する関係では売渡を受けた第三者（X）に有効に移転」すると解する。すなわち、ゴルフクラブ（理事会）の承諾がない限りは、会員権の譲受人は、ゴルフ場会社に対して会員としての地位を主張できないが、譲渡人との関係においては会員権の譲渡が有効である、ということになる。⁽¹⁰⁾

ところで、右とは異なり、譲渡禁止特約の付された債権（民四六六条二項）については、相手方の承諾なしにそれが譲渡されても当該債権譲渡は無効である、と解されている。すなわち、通説は、債権譲渡禁止特約に反してなされた債権譲渡を無効とする物権的効力説に立つ。⁽¹¹⁾これに対しても、債権譲渡の自由譲渡性（民四六六条一項）を重視する立場から、債権譲渡そのものは有効であるが、債務者が悪意の譲受人に対して悪意の抗弁権を有し、弁済を拒絶することができる、と解する債権的効力説も有力に主張されている。⁽¹²⁾しかし、判例は、以下のように物権的効力説をとつていると解される。

【一】 最高裁昭和四八年七月一九日判決（民集二七巻七号八二三頁）

事案は、単純化すると次のようであつた。Y銀行（被告、控訴人、上告人）に対して預金債権を有しているAは、その債権をX（原告、被控訴人、被上告人）に譲渡した。しかし、右預金債権には、Yの承諾がなければ譲渡しえな

い旨の特約があり、右債権譲渡の効力が争われた。原審は、Xが特約につき善意であることを認定して、Xの請求を認容した。Y上告。

最高裁は、次のように判示して、原判決を破棄した。すなわち、「民法四六六条二項は債権の譲渡を禁止する特約は善意の第三者に対抗することができない旨規定し、その文言上は第三者の過失の有無を問わないかのようであるが、重大な過失は惡意と同様に取り扱うべきものであるから、譲渡禁止の特約の存在を知らずに債権を譲り受けた場合であつても、これにつき譲受人に重大な過失があるときは、惡意の譲受人と同様、譲渡によつてその債権を取得しえないと解するのを相当とする。そして、銀行を債務者とする各種の預金債権については一般に譲渡禁止の特約が付されて預金証書等にその旨が記載されており、また預金の種類によつては、明示の特約がなくともその性質上默示の特約があるものと解されていることは、ひろく知られているところであつて、このことは少なくともも銀行取引につき経験のある者にとつては周知の事柄に属するといふべきである。そして、原審には、Xに重過失があつたかどうかにつき「審理不尽の違法がある」とした。

右判決【二】は、民法四六六条二項但書につき、「重大な過失は惡意と同様に取り扱うべき」旨を判示した著名な判決である。そして、判旨は、譲渡禁止特約の存在につき惡意ないし重過失ある債権の譲受人が、「譲渡によつてその債権を取得しえないと解するのを相当とする」とし、右特約に反した債権譲渡を無効とする物権的効力説を前提としていることがうかがわれる。

そして、以下の【三】および【四】判決では、譲渡禁止特約のある債権が譲渡された後に債務者が承諾を与えた場合には、右債権譲渡が譲渡の時にさかのぼつて有効となる旨を明らかにした。

【三】 最高裁昭和五二年三月一七日判決（民集三一巻二号三〇八頁）

Y（被告、控訴人、被上告人）は、Aに対してビルの一室を賃貸し、保証金として一二〇万円の預託を受けたが、その保証金返還請求権には譲渡禁止の特約が付されていた。しかるにAは、昭和四五年八月二六日、特約につき悪意のBに右保証金返還請求権を譲渡し、同日、債務者であるYに対して確定日付のある証書をもつて右債権譲渡を通知した。その後、Yは、同年一一月一七日頃までに、AおよびBに右債権譲渡を承諾する旨の通知をした。他方、X（原告、被控訴人、上告人）は、Aに対して一〇〇万円の債権を有していたが、Aがその弁済を怠つたため、昭和四六年一月二〇日、右保証金返還請求権を差し押えて転付命令を得た。そこでXがYに保証金の支払を請求した。第一審は、譲渡禁止特約により悪意のBが右債権を取得することはないとの理由で、Xの請求を認容した。しかし、第二審は、Yの承諾により、AB間の債権譲渡はその譲渡の日である昭和四五年八月二六日に遡及して効力を生じ、同日付けの対抗要件も備えているからBが債権者であり、Xは債権を取得しえないとして、Xの請求を棄却した。X上告。

最高裁は次のように判示して、Xの上告を棄却した。すなわち、「譲渡禁止の特約のある指名債権をその譲受人が右特約の存在を知つて譲り受けた場合でも、その後、債務者が右債権の譲渡について承諾を与えたときは、右債権譲渡は譲渡の時にさかのぼつて有効となり、譲渡に際し債権者から債務者に対して確定日付のある譲渡通知がされていてる限り、債務者は、右承諾以後において債権を差し押さえ転付命令を受けた第三者に対しても、右債権譲渡が有効であることをもつて対抗することができるものと解するのが相当であり、右承諾に際し改めて確定日付のある証書をもつてする債権者からの譲渡通知又は債務者の承諾を要しないというべきである」。

右判決【三】は、譲渡禁止特約に反してなされた債権譲渡であつても、債務者の承諾があれば、右債権譲渡が譲

渡の時にさかのぼつて有効になるとする。しかし、その理論的根拠は明確でなく、学説はこれを追完法理に求めていた。⁽¹³⁾かかる学説の考え方を承認したのが、つぎの最高裁判決【四】である。

【四】 最高裁平成九年六月五日判決（民集五一巻五号二〇五三頁）

事案は、単純化すると次のようであつた。Aは、昭和六二年一二月九日、Bに対する債権をX（原告、被控訴人、上告人）に譲渡し、翌一〇日到達の内容証明郵便によつて右債権譲渡をBに通知した。しかし、右債権には譲渡禁止特約が付され、Xは特約の存在につき悪意または重過失があつた。他方、Y（国・被告、控訴人、被上告人）は、同月一一日、右債権に対して滞納処分による差押えをした。さらに、右債権に対しては、同月二二日にCが仮差押えの執行を、また、翌二二日にはYが滞納処分による差押えをし、昭和六三年一月一一日には、Xの強制執行による差押えがなされた。そこでBは、同月二九日、債権者の不確知等を理由に供託をなし、その際に、AからXへの債権譲渡を承諾した。そして、XのYに対する供託金還付請求権の確認請求、および、YのXに対する供託金還付請求権の取立権の確認請求がなされ、これらが併合されたのが本件である。原審は、Yの差押えが優先するとして、Xの請求を棄却し、Yの請求を認容した。X上告。

最高裁は、以下のように判示して、Xの上告を棄却した。「譲渡禁止の特約のある指名債権について、譲受人が右特約の存在を知り、又は重大な過失により右特約の存在を知らないでこれを譲り受けた場合でも、その後、債務者が右債権の譲渡について承諾を与えたときは、右債権譲渡は譲渡の時にさかのぼつて有効となるが、民法一一六条の法意に照らし、第三者の権利を害することはできないと解するのが相当である（最高裁昭和四七年（オ）第一一号同四八年七月一九日第一小法廷判決・民集二七巻七号八二三頁（【二】判決）、最高裁昭和四八年（オ）第八二三号同五

そして、本件では、Bの承諾により、AからXへの債権譲渡が「譲渡の時にさかのぼつて有効となるとしても、右承諾の前に滞納処分による差押えをしたYに対しては、債権譲渡の効力を主張することができないものというべきである」とした。

右判決【四】も、【二】および【三】判決を引用しつつ、債務者の承諾により「債権譲渡は譲渡の時にさかのぼつて有効となる」と判示するため、譲渡禁止特約の効力につき物権的効力説に立つものであると解される。⁽¹⁴⁾ そして、「民法一一六条の法意に照らし」という追完法理を明らかにして、債権譲渡の後、債務者の承諾前に債権を差押えた第三者であるYの権利を「害することはできない」とした。

しかるに、【一】判決によれば、譲渡の禁じられたゴルフ会員権が相手方の承諾なしに譲渡されても、当事者間においては有効に権利が移転することになる。そうであるとすれば、ゴルフ会員権の譲渡に関しては債権効力説的な立場がとられ、一般の債権譲渡の場合と異なる解決がなされているようにも解される。⁽¹⁵⁾ そして、かりにそうであるとすれば、債権譲渡と契約当事者の地位の移転の一つであるゴルフ会員権の譲渡とを区別する理由はどこにあるのであろうか。

以下では、ゴルフ会員権の譲渡可能性と相手方の承諾の要否、および、それが原則として譲渡できないものであるとした場合に、相手方の承諾なしになされた譲渡の効力を検討する。

(1) このほか、株主会員と預託金会員を併用したゴルフクラブも存在する。なお、詳しくは、今中利昭「ゴルフ法の基本構造」「民事特別法の諸問題」(第一法規、一九八〇年)二四三頁以下参照。

(2) 升田純「ゴルフ会員権をめぐる法律問題の現状と課題」金融法務事情一四四二号七〇頁(一九九六年)。

(3) 今中・前掲論文(注1)二四四頁。

(4) 吉田光碩「ゴルフ会員権の譲渡と対抗要件」判例タイムズ九二六号一〇三一一〇四頁（一九九七年）。

(5) 今中・前掲論文（注1）二四六頁。

(6) 須藤正彦『ゴルフ会員権の譲渡に関する研究』（信山社、一九九二年）一〇七頁。なお、同書は、預託金会員制ゴルフクラブにおける会員権の譲渡に関する先駆的かつ優れた研究である。

(7) 升田・前掲論文（注2）七〇頁。

(8) 須藤・前掲書（注6）一二三頁。

(9) 須藤・前掲書（注6）一二三頁のほか、今中利明「ゴルフ会員権の法的性質」金融法務事情一四四二号九頁（一九九六年）、野村豊弘「ゴルフ会員権の譲渡と対抗要件」同二一頁、升田・前掲論文（注2）七二頁なども、ゴルフ会員権の譲渡が契約当事者の地位の移転の問題であると指摘する。

(10) 須藤・前掲書（注6）一二一頁。

(11) 我妻栄「新訂債権総論（民法講義IV）」（岩波書店、一九六四年）五二四頁。

(12) 前田達明「口述債権総論」（成文堂、第三版、一九九三年）四〇〇頁。

(13) 米倉明「判批」法学協会雑誌九五巻一〇号一七三七頁以下（一九七八年）、奥田昌道「判批」民法判例百選II〔第二版〕七五頁（一九八二年）など。

(14) 滝沢昌彦「判批」平成九年度重要判例解説六九頁（一九九八年）。

(15) 清原泰司「譲渡禁止特約付き債権譲渡に関する一考察」経済理論二八五号六四頁（一九九八年）も、最高裁が、一般的の債権譲渡と異なり、ゴルフ会員権の譲渡に関しては債権効力説的な見解をとっていることを指摘する。

第二款 ゴルフ会員権の譲渡可能性

一 見解の対立

ゴルフ会員権の譲渡は原則として自由か、換言すれば、その譲渡可能性については、見解が分かれている。すなわち、一方には、会員権の本質は一身専属的であり、譲渡も相続も禁止され、相手方の承諾によつてその禁止が解除されるとする見解がある。⁽¹⁶⁾しかし他方で、ゴルフ会員権は単なる財産的な契約上の地位であり、譲渡できるのが

原則であるとする見解も存する。⁽¹⁷⁾かかる議論の背景には、わが国におけるゴルフクラブないしはゴルフ会員権取引の特殊性があると思われる。すなわち、欧米のクラブでは会員の資格審査が厳格で⁽¹⁸⁾、その一身専属性が高いのに対して、わが国ではいわゆるバブル経済期のゴルフ会員権の高騰により、その取引が頻繁に行われ（取引市場の存在）、会員権譲渡の対抗問題が生じるに至っている。⁽¹⁹⁾それゆえ、かかるわが国の問題状況を踏まえると、会員権の財産性を強調する見解も理由のないものではない。

二 裁判例の検討

(1) 序

では、現実の裁判例はどうか。結論的には、裁判所は、会員権の譲渡を認める規約の有無およびゴルフクラブの実態に応じて、その譲渡性の有無を判断しているものと解される。もつとも、実際のゴルフクラブにおいては、その会則ないし規約等により、クラブ側の承諾のない会員権の譲渡および相続が禁止されている場合が多い。たとえば、【一】判決の事案でも、会則に、会員権の譲渡には俱楽部理事会の承認が必要である旨の規定が置かれていた。そこで、より問題となるのは、かかる会則ないし規約のない場合である。

(2) 規約に譲渡禁止の規定がある場合

まず、会員権の譲渡ないし相続に関し規約がある場合を検討する。次の最高裁判決【五】は、その規約中に、会員の地位が相続の対象になりえない旨が規定されている事案に関するものである。

【五】 最高裁昭和五三年六月一六日判決（判時八九七号六二二頁）

X（原告、被控訴人、上告人）は、入会金五五万円をY₁会社（被告、控訴人、被上告人）に支払い、Y₁所有のゴルフ

場を基地とするゴルファーによって組織されたY₂ゴルフクラブ（被告、控訴人、被上告人）の正会員となつた。しかるにXは、Y₁からコースの増設を理由に追加入会金の支払を請求され、これを拒否したところ、Y₂ゴルフクラブから除名され、Y₁からもゴルフ場使用契約を解除された。そこでXは、Y₁およびY₂に対して、右の除名および解除の無効を主張し、正会員たる地位の確認とコースの使用を求めて訴えを提起した。原審はXの請求を棄却し、Xが上告したが、その上告審継続中にXが死亡した。本件訴訟は、XがY₂ゴルフクラブの正会員であることを前提とするため、その会員の地位が相続の対象とならなければ、訴訟は終了することになる。それゆえ、右ゴルフクラブの会員の地位の相続の可否が問題となつた。

最高裁は、次のように判示して、Xの死亡により訴訟が終了する旨を宣言した。すなわち、「職権をもつて調査するに、記録によれば、Xは、昭和五一年一二月一日、本訴が当審係属後に死亡するに至つたことが明らかであるところ、Xの死亡当時におけるY₂クラブの会員資格喪失に関する定め（Y₂カントリークラブ運営規則一五条）中に、会員が死亡したときはその資格を失う旨の規定が存することが認められるから、Y₂クラブの会員たる地位は一身専属的なものであつて、相続の対象となりえないものと解するのが相当である。」

右判決【五】は、ゴルフクラブの運営規則の中に、「会員が死亡したときはその資格を失う」との規定があることから、会員たる地位が一身専属的なものであつて、「相続の対象となりえない」とする（民八九六条但書参照）。しかし、その実質的な理由は明らかではない。しかし、Y₂ゴルフクラブの実態は、一つのゴルフ場に集まるゴルファーの親睦的な団体であり、その会員相互の信頼関係が密接であつたことを考へると、その会員たる地位の移転（相続）可能性を否定する判旨は妥当であつたと思われる。⁽²⁰⁾⁽²¹⁾

これに対して、次の判決【六】は、ゴルフクラブの会則の中に会員がその死亡により資格を失う旨の規定が存し

ても、会員の資格が一身専属的なものではなく、相続の対象となりうるものであるとした。

【六】 東京高裁平成三年二月四日判決（判時一三八四号五一頁）

Y（被告、被控訴人）の所有管理する預託金会員組織のゴルフクラブの個人正会員権を有していたAが死亡した。Aの長男であるX（原告、控訴人）は、遺産分割により右会員権を取得したとして、Yに対し、右ゴルフクラブの個人正会員権を有することの確認を求めて訴えを提起した。これに対して、Yは、右ゴルフクラブの会則に基づき、会員であるAの死亡により会員権が消滅したと主張した。第一審は、会員権（契約当事者の地位）が一身専属的なものであり、その相続性を認めるためには特別の約定がなければならないことを理由に、Xの請求を棄却した。X控訴。

東京高裁は、次のように判示して原判決を取消し、Xの請求を認容した。すなわち、「一般的にゴルフクラブは会員の人的信頼を基礎とする親睦団体としての性格を有すると一応言うことができるが、いわゆる社団法人組織のゴルフクラブにおいては、会員はゴルフ場施設の運営主体である社団の構成員（社員）としてゴルフクラブの運営管理に参画することが制度的に保障され、また、ゴルフクラブは会員（社員）相互の人的信頼関係を基礎として組織、運営されており、その地位は定款、会則等によつて譲渡、相続等の承継を認める規定が存しない限り、その承継が許容されず、その意味で一身専属的な色彩が強いというべきであるが、いわゆる預託金会員組織のゴルフクラブにおいては、会員はゴルフ場施設の運営管理に参画することが制度的に保障されておらず、また、会員相互の人の信頼関係を基礎としてゴルフクラブが組織、運営されているわけでもないのであって、ゴルフクラブの会員の地位は前記のようなゴルフ場施設の優先的利用権を基本的な権利とする契約上の地位に過ぎず、ゴルフクラブはゴルフ場施設を運営、管理する会社との間で右のような契約関係に入った会員の集団とでもいべきものであるから、

その地位は原則として一身専属的なものではないというべきである。もちろん、預託金会員組織のゴルフクラブにあつても会員相互の親睦を図ることは重要な事柄であつて、入会しようとする者が当該ゴルフクラブの会員としての適格性を有するか否かを審査した上でなくては入会を認めないとするのも当然のことであるが、会員の地位の承継の場合も、承継人の会員としての適格性はその承継人の入会申請に際して審査されれば足り、このことは承継の原因が譲渡であるか、相続であるかによつて別異に解すべき理由はない。しかし、預託金会員組織のゴルフクラブの会員の地位が被控訴人と会員との間の契約関係であることからすれば、このような会員の地位の承継についても予め会則等によつて明確にその承継を禁止する規定を置けばその承継を否定することができるというべきである」。

そして、本件ゴルフクラブは「会則上会員資格の譲渡性を認め、そのいわゆるゴルフ会員権は会員権取引業者によつて取引きされ、一定の市場価格が形成されており、そこでゴルフ会員権として取引の対象とされているのは入会承認前の会員としての地位とみることができ、このような地位の譲渡を認める限り相続による地位の承継を否定する合理的な理由はない」。そうであるとすれば、「相続の場合も譲渡による承継に準じてその承継を肯認するのが相当であり、相続人は会則六条、九条の趣旨に則つて入会承認を得て会員となることができると解すべきで、結局、死亡した会員の相続人は相続により入会承認を停止条件とする会員としての地位を承継取得するとみるべきことになる」。

右判決【六】は、会員相互の人的信頼関係を基礎として組織される「社団法人組織のゴルフクラブ」と、かかる人的信頼関係を基礎としない「預託金会員組織のゴルフクラブ」とを区別する。そして、後者の場合には、会員権は一身専属権ではなく、原則としてその譲渡性および相続性が認められるとする。その背景には、判旨も指摘する

ように、預託金会員制ゴルフクラブの会員権が「会員権取引業者によつて取引きされ、一定の市場価格が形成されて」いる、という実態があると解される。

もつとも、判旨は、「預託金会員組織のゴルフクラブにあつても会員相互の親睦を図るということは重要な事柄であつて、入会しようとする者が当該ゴルフクラブの会員としての適格性を有するか否かを審査した上でなくては入会を認めないというのも当然のことである」とし、会員権の相続および譲受けに際しては「入会承認」が停止条件であるとする。それゆえ、預託金会員制ゴルフクラブにおいても、その会員権（契約当事者の地位）の譲渡（および相続）に際しては、相手方（ゴルフクラブ）の承諾（承認）が要件となる、と解される。

(3) 規約に会員権の譲渡に関する規定がない場合

では、会則ないし規約に、会員権の譲渡および相続に関する規定がない場合にもそれが認められるであろうか。

この問題は、会員権の譲渡性が原則であるか否かを明らかにするために重要である。判例としては、つぎの最高裁判決【七】があげられよう。

【七】 最高裁平成七年一月二〇日判決（判時一五二〇号八七頁）

Y（被告、被控訴人、上告人）の経営する本件ゴルフクラブの会員には、正会員、平日会員、家族会員等の種別があり、旧会員であるAらは、昭和四四年または四五年にYと入会契約を締結し、入会保証金を支払つて本件クラブの平日会員となつた。そして、X（原告、控訴人、被上告人）らは、平成三年にAらからその平日会員権を買い受け、AらはYに対しその旨を通知した。

ところで、AY間の入会契約書には、平日会員権の譲渡に関する記載がなく、また、当時の本件クラブの規約によれば、平日会員および家族会員の入会保証金は退会の際に返還するとされ、かつ、規約の施行細則は、名義書換

料について、正会員は一名につき三〇万円と定めているが、平日会員については何も定めていなかつた。さらに、会員の募集要項には、正会員が本件クラブの株式を所有し、この株式の譲渡は自由であることが明記されていたが、平日会員と家族会員について入会保証金の返還に関する記載しかなかつた。そして、本件クラブは、昭和五〇年九月の会員総会において、規約に、平日会員および家族会員の権利は譲渡できないとの文言を付加する旨の決議をし、その趣旨として、当初より譲渡不能であつたものを規約に明記するものであるとの説明がなされた。その後も、平日会員権の旧会員らは、この規約変更に異議を唱えることなく、本件クラブの施設利用を継続していた。

Xらは、Yに対し名義書換の手続をするよう求めたが、Yは、平日会員権の譲渡が禁止されていることを理由にこれを拒否した。第一審は、Xの請求を棄却した。しかし原審は、平日会員権も、その譲渡を禁止する特約があると認められない限り、第三者に譲渡することができると解し、本件にはかかる特約が認められないとしてXの請求を認容した。Y上告。

最高裁は、原判決を破棄し、次のように自判した。すなわち、「本件平日会員権は、一定の入会保証金を支払い、平日において施設の利用をすることができる権利であつて、このようないわゆる預託金制のゴルフクラブ会員権は、その性質上譲渡が許されないものではなく、これを譲渡禁止とするかどうかは入会契約の当事者の合意にゆだねられている。本件入会契約の関係書類には、本件平日会員権の譲渡を禁止する旨は直接明記されていないものの、前記募集要項は、正会員の株式の譲渡が自由であること（すなわち、正会員権の譲渡が自由であること）に続けて平日会員の入会保証金の返還について述べながら、平日会員権の譲渡の可否については触れていない。しかも、家族会員は、正会員の家族であるという資格によつて入会するものであるから、その会員権を独立して他に譲渡することはできないと解されるが、右募集要項は、平日会員と家族会員を全く同列に扱つてゐる。そして、さらに、平日会員権の譲渡が禁止されていないのであれば、Yにとつて名義書換料が重要な収入源になるはずであるのに、

正会員の名義書換料を定めながら、平日会員については名義書換料があらかじめ定められていないことや、昭和五〇年九月の規約変更是それまでの平日会員にとつて極めて不利益なものであるのに本件平日会員権の旧会員らは、この規約変更に異議を唱えることなく、本件クラブの施設利用を継続していたことをも併せ考えると、本件入会契約には会員権の譲渡を禁止する特約が付されていたものというべきである」。

右判決【七】は、平日会員権の譲渡に関する規約が存在しなかつた場合において、クラブ入会契約の解釈から、会員権の譲渡禁止特約の存在を認定した。それゆえ、判旨は、会員権の譲渡を「禁止とするかどうかは入会契約の当事者の合意にゆだねられている」と解するものであると思われる。しかし、より実質的に検討すると、会員権の譲渡性を重視すれば、平日会員権の譲渡につき、その譲渡性が認められる正会員権の規約を類推適用することも、契約の解釈としては可能であつたと考えられる。そうであるとすれば、【七】判決は、会員権の譲渡禁止を原則とする立場に近い、と解される。

三 若干の考察

ゴルフ会員権は、相手方（ゴルフクラブ）の承諾がない限り譲渡できないものであると考える。すなわち伝統的には、ゴルフクラブは、会員相互の信頼関係を基礎とする親睦的な団体から出発し、その会員資格についてはクラブの厳格な審査が必要であると解きていた。それゆえ、会員権の譲渡に際してもクラブの承諾が必要である、というものが原則である。

もつとも、わが国の預託金会員制ゴルフクラブにおいては、会員の個性が重視されず、会員がその運営に参加することもない。しかも、契約当事者の地位であるゴルフ会員権は、保証金預託証書と結合し、その証書の取引に

よつて容易にその権利を移転することが可能である。⁽²³⁾ そして実際にも、【六】判決が指摘するように、ゴルフ会員権は会員権業者によつて取り引きされ一定の市場を形成している、というわが国の特殊事情が存在する。そうであるとすれば、会員権の譲渡性は重要であり、これを原則とする考え方も理由のないものではない。

しかし、右の【六】判決が述べるように、預託金会員制ゴルフクラブにおいても、会員相互の信頼関係は軽視されるべきではなく、その入会に際してはクラブの承諾が必要であると解される。そして、この点は、ゴルフクラブ入会契約が当事者の信頼関係を重視する継続的契約であることからも明らかである。

したがつて、ゴルフ会員権の譲渡も、前節における（合意に基づく）契約譲渡に関するフランスの判例法理と同じく、原則として譲渡が不可能であり、その譲渡禁止を解除するためには相手方（ゴルフクラブ）の承諾が必要である⁽²⁴⁾、と解される。そして、裁判例にあらわれたゴルフクラブの会則ないし規約においても、会員権の譲渡には理事会などのクラブ側の承諾（承認）を必要とするものが多数であり、かかる規定がない場合にも、裁判所は、少なくともクラブの承諾を要件としてこれを認める傾向にある。

右の限りにおいては、ゴルフ会員権の譲渡も、「合意に基づく契約当事者の地位の移転」の一場合にすぎない。ただし、預託金会員制ゴルフクラブの会員権に関する取引市場の存在は、相手方の承諾がない場合の会員権譲渡の効力について、少なからざる影響をもたらすものである、と思われる。

(16) 座談会「ゴルフ会員権と債権管理をめぐる諸問題」（今中利明、宇田一明、阪口彰洋、田井雅巳、服部弘志）金融法務事情一四四二号八三頁（一九九六年）の中発言。もつとも、今中・前掲論文（注1）二八六頁は、会員権の譲渡に対する理事会の承認を、「継続的債権債務関係」に信頼関係の特別に濃厚な権利関係の移転の承諾」であるとしつつ、「債務の引受けの承諾」であるとも解し、この二つの趣旨を区別しないため、必ずしも明確ではない。

(17) 座談会・同前八三頁の服部発言。

(18) たとえば、フランスのゴルフクラブの入会審査について、松本慎一『暮らし上手のパリ』(中央公論新社、一九九九年)九頁以下では、候補者が二人の保証人とともにクラブの幹部の面接を受けることが記述されている。

- (19) 座談会・前掲(注16)七八頁以下。
- (20) 判時「コメント」欄参照。反対、須藤正彦「判批」家族法判例百選〔第五版〕一七六頁(一九九五年)。
- (21) なお、会員相互の親睦を図る趣旨で設立されたゴルフクラブにつき、その会員たる地位の譲渡ないし相続を否定した裁判例として、東京地判昭五四・二・一六判時九四〇・七三、東京地判昭六三・七・一九判タ六八四・二一六、東京地判平元・一〇・三一金融・商事判例八四六・三七(【七】判決の第一審)がある。
- (22) 座談会・前掲(注16)八五頁の阪口発言。
- (23) 須藤・前掲書(注6)二四五頁以下。
- (24) 野村・前掲論文(注9)二二頁。

第三款 相手方の承諾のない譲渡の効力

一 判例の立場

すでに【一】判決に関連して触れたように、最高裁は、相手方であるゴルフクラブ(理事会)の承諾がない場合にも、会員権の譲渡当事者間においては、当該譲渡が有効であると解している。この点をより明確に判示したのが、次の【八】判決である。

【八】 最高裁平成八年七月一二日判決(民集五〇巻七号一九一八頁)

Aは、いわゆる預託金会員制ゴルフクラブであるBゴルフクラブの個人正会員権を有していたところ、平成四年三月一六日にこれをゴルフ会員権売買業者であるC会社に譲渡し、裏書欄に署名押印した預託金預り証のほか、いずれも署名押印した名義書換請求書(新名義人欄は空欄)、会員権譲渡通知書(譲受人欄は空欄)、白紙委任状、印鑑

登録証明書等の書類を交付した。Cは、同日、本件会員権を会員権売買業者であるDに譲渡し、右各書類を交付した。Dは、同日、さらに本件会員権をY（被告、控訴人、上告人）に譲渡したところ、Yから名義書換手続の請求の代行を委託されたため、右各書類をYに交付せず、引き続き保管していた。そして、Dは、AとYの連名の名義書換請求書を作成し、同年五月一九日にBゴルフクラブを経営するB会社に提出した。他方、Dは、同月二二日に、ゴルフ会員権担保融資等を業とするX会社（原告、被控訴人、被上告人）から二三〇〇万円を借り受け、その債務を担保するために、Xに対して本件会員権を譲渡担保として譲渡し、右各書類を交付した。

ところで、B社は、同年六月一六日頃Yに対し、確定日付のない入会承諾書によりBゴルフクラブへの入会の承認を通知するとともに、名義書換料一〇三万円の支払を請求し、Yは同月二二日に右名義書換料を支払った。他方、Xは、前記のAの署名押印のある会員権譲渡通知書の譲受人欄にXの住所および名称を記載し、同月二五日にこれを内容証明郵便で発送し、この郵便は同月二六日にB社に到達した。そこでXは、Yに対して、Xが本件会員権を有することの確認を求めて訴えを提起した。第一審は、契約上の地位であるゴルフ会員権の譲渡が指名債権の譲渡を伴うものであるから、これを第三者に対抗するには民法四六七条一項の確定日付ある通知・承諾が必要であるとし、Xにはかかる対抗要件があるがYにはこれがない、との理由でXの請求を認容した。原審も同様の理由によりYの控訴を棄却したため、Yが上告した。

最高裁は、次のように判示してYの上告を棄却した。すなわち、「原審の確定したところによれば、本件会員権は預託金会員制ゴルフクラブの会員権であり、その法律関係は会員と本件ゴルフクラブを経営するB社との債権的契約関係であるが、会員権の譲渡については、譲渡を受けた者は、B社の承認を得た上会員権について名義書換えの手続をしなければならないものとされている。右の趣旨は、会員となろうとする者を事前に審査し、会員としてふさわしくない者の入会を認めないことにより、ゴルフクラブの品位を保つことを目的とするものというべきであ

るから、B社との関係では、会員権の譲渡を受けた者は、その承認を得て名義書換えがされるまでは会員権に基づく権利を行使することができないが、譲渡の当事者間においては、名義書換えがされたときに本件ゴルフクラブの会員たる地位を取得するものとして、会員権は、有効に移転するものというべきである。そして、この場合において、右譲渡をB社以外の第三者に対抗するには、指名債権の譲渡の場合に準じて、譲渡人が確定日付のある証書によりこれをB社に通知し、又はB社が確定日付のある証書によりこれを承諾することを要し、かつ、そのことをもつて足りるものと解するのが相当である」（なお、本判決には、福田博裁判官の補足意見、および、河合伸一裁判官の反対意見が附されている）。

右の多数意見のポイントは、以下の三点にある。

① 判旨は、まず、預託金会員制ゴルフクラブの会員権の譲渡につき、相手方であるゴルフクラブの承諾（および名義書換え手続）が必要であるとし、その趣旨が、「会員となろうとする者を事前に審査し、会員としてふさわしくない者の入会を認めないことにより、ゴルフクラブの品位を保つことを目的とする」ことにあるとする。

② ついで判旨は、右の承諾（および名義書換）がない場合には、譲受人が、相手方（ゴルフクラブ）に対する関係では「会員権に基づく権利を行使することができないが、譲渡の当事者間においては、…会員権は、有効に移転する」とする。

③ ②の場合において、会員権の譲渡を相手方以外の第三者に対抗するには、指名債権の譲渡の場合に準じて、譲渡人が確定日付のある証書によりこれを相手方に通知し、又は相手方が確定日付のある証書によりこれを承諾することを要し、かつ、そのことをもつて足りる。

このうち①は、前款の検討と合致しよう。また、③に関しては、従来、ゴルフ会員権の譲渡につき確定日付ある

証書による通知・承諾がなされることは極めて少なかつたものの、相手方以外の第三者に對する関係では民法四六七条二項を準用することが明快であることから、学説ではほぼ異論がないと思われる。⁽²⁵⁾

⁽²⁶⁾

問題となるのは②である。すなわち、前述のように、一般の指名債権において譲渡禁止特約が付されている場合には、相手方の承諾なしに当該債権が譲渡されても無効である（物權的効力説）、というのが判例（【一】・【三】・【四】）および通説である。しかるに、右判旨②は、相手方であるゴルフクラブの承諾のない会員権の譲渡であつても、譲渡の当事者間においては有効に権利が移転することになる。かかる一般の指名債権とゴルフ会員権の取扱いの違いを、いかに解すべきであろうか。

二 ゴルフ会員権と指名債権の相違

ゴルフ会員権の譲渡と指名債権のそれとの違いで注目されるのは、次の二点である。

まず第一に、【八】判決の事案からも明らかかなように、ゴルフ会員権の財産性が高く、その譲渡が会員権売買業者を介して頻繁に行われ、一定の取引市場を形成しているということを指摘できよう。もつとも、指名債権の財産的価値も高いことはいうまでもない。しかし、民法上の指名債権においては、債権が証券に化体されている証券的債権と異なり、その投下資本の流動化の機能はうすく、むしろ債権の簡易な決済手段（債権の回収）としての機能が重要であると解される。そうであるとすれば、指名債権に比して、ゴルフ会員権の方が流通性が高いと思われる。

右の点に関連して、第二に、預託金会員制ゴルフクラブにおける会員権の譲渡は、入会金の預託証書の交付とともに容易に行われる、というのが実務の取扱いであることを指摘しうる。⁽²⁷⁾ 换言すれば、ゴルフクラブの会員としての地位は、一定の範囲において、預託証書という証券と結合していると考えられる。もつとも、ゴルフ預託証書が

商法五一九条にいう有価証券であるか否かについては、これを慣習法上の有価証券であると主張する見解も存在する。⁽²⁹⁾しかし、最高裁はかかる立場を否定し、「ゴルフクラブ入会金預り証は商法五一九条所定の有価証券に当たらない」とした。⁽³⁰⁾それゆえ、ゴルフ会員権（預託証書）は、いまだ商法上の有価証券とは解されないが、実務においては、預託証書（証拠証券）の交付とともに譲渡されるという取引慣行が確立されつつあるといえよう。

ところで、右のゴルフ会員権のように契約当事者の地位が証券に化体されたものとしては、株主の地位（株式）を表章する株券があげられる。そして、周知のように、株券については株式市場が存在し、その流通性がとりわけ図られているため、株券は、ゴルフ会員権と同じく、取引市場を有する契約当事者の地位であると解される。

もつとも、株券は、その表章する株式の移転（商二〇五条一項）のみならず、会社に対する権利行使にも必要であるから、ゴルフ会員権とは異なり、有価証券であると解されている。⁽³¹⁾けれども、株主の権利行使は、直接的には株主名簿の名義によつてなされる（商二〇六条一項）ので、株券の有価証券性は弱いと考えられる。⁽³²⁾そして、この点においても、ゴルフクラブの名義書換を権利行使の前提とするゴルフ会員権は株券に近いと解される。⁽³³⁾

三 株券の自由譲渡性との対比

さて、株券の譲渡について、商法は、その自由譲渡性を承認する（商二〇四条一項本文）。しかし、株式会社の中でも同族会社などの株主の個性が問題となる会社の存在に配慮し、好ましくない者が株式を譲り受けて株主にならないよう、定款をもつて譲渡につき取締役会の承認を要する旨を定めることができるとする（商二〇四条一項但書）。問題となるのは、かかる定款の定めに反して、すなわち取締役会の承認を得ずになされた株式譲渡の効力であり、かつては当事者間では有効であるとする見解（相対的無効説）と当事者間でも無効であるとする見解（絶対的無効説）が対立していた。しかし、平成二年の法改正により、取締役会の承認を得ずになされた株式の譲渡で

あつても、譲受人が会社に対し譲渡承認の請求ができる旨を規定した（商二〇四条の五）ため、当事者間で株式譲渡が有効であることには、今日では異論がない。⁽³⁴⁾ そして前述のように、ゴルフ会員権が、その流通性において、指名債権よりもむしろ株券に近いものであるとすれば、その譲渡においても右の株式譲渡に関する法理が妥当すると解される。すなわち、ゴルフ会員権について市場が存在し、その取引が頻繁に行われるため、会員権の流通性が指名債権よりも確保されなければならない。それゆえ、定款の譲渡制限に反した株式譲渡の効力と同じく、ゴルフクラブの承認なしにその会員権が譲渡された場合にも、譲受人は会社に対してその権利を主張しえないが、譲渡当事者間においては有効に権利が移転される、と解する必要があると思われる。

右のように考えると、相手方（ゴルフクラブ）の承諾のない会員権の譲渡を当事者間では有効であるとする一連の最高裁判決の立場（【一】・【八】）は適切である、と評価することができよう。

（25）福田博裁判官の補足意見および河合伸一裁判官の反対意見参照。

（26）野村・前掲論文（注9）一二四頁、大窪誠「判批」法学教室一九八号一〇四頁（一九九七年）、田島孝「判批」NBL六二〇号六六頁（一九九七年）、田山輝明「判批」私法判例リマーカス一九九八年（上）三一頁（一九九八年）、吉田・前掲論文（注4）一〇三頁、三村量一「判批」法曹時報五一巻三号一二九頁（一九九九年）、新井剛「判批」法學協会雑誌一七巻五号七三五頁（一九九九年）。これに対して、河合裁判官の反対意見に賛成するものとして、池田真朗「判批」平成八年度重要判例解説六五頁（一九九七年）、同・民商法雑誌一六巻六号一三二頁（一九九七年）、潮見佳男「判批」金融法務事情一四九二号五六頁（一九九七年）がある。

なお、合意に基づく契約当事者の地位の移転一般に関して、野澤・再構成（三・完）立教法学四一号一〇五頁も、民法四六七条の準用を示唆する。しかし、指名債権と異なり、契約当事者の地位が二重、三重に譲渡されることとは通常はない。それゆえ、一般的に契約当事者の地位の移転に関して民法四六七条二項の準用が問題となることはまずない、と思われる。これに対して、契約当事者の地位の中でも、ゴルフ会員権の譲渡に関しては、わが国におけるゴルフ会員権が市場価値を有し、頻繁に取引されることから、その二重譲渡が問題となることが考えられ、今後は【八】判決に従い、民法四六七条二項の手続を履践することが要求されよう。そして、この点にも、契約当事者の地位の中における預託金会員制ゴルフ会員権の特殊性があらわれている、と解される。

（27）林良平（安永正昭補訂）・石田喜久夫・高木多喜男『債権総論』（青林書院、第三版、一九九六年）四八〇頁。

- (28) 須藤・前掲書（注6）二五七頁以下。
- (29) 須藤・前掲書（注6）二六九頁。
- (30) 最判昭五七・六・二四判時一〇五一・八四（善意取得の適用を否定）。
- (31) 鈴木竹雄・竹内昭夫『会社法』（有斐閣、第三版、一九九四年）一八七頁。
- (32) 田中誠二『会社法詳論II上巻』（勁草書房、三全訂、一九九三年）一一八頁以下、北沢正啓『会社法』（青林書院、第四版、一九九四年）一八九一年）三八一頁。
- (33) 田中・同前三〇七一三〇八頁は、株券も当初は出資を証明する証拠証券にすぎなかつたが、その流通の必要、とりわけ証券取引所の発生により有価証券とする必要が生じ、今日に至つてはいるとする。ゴルフ会員権につきその有価証券性（善意取得の適用）を否定する最高裁判決の背後には、ゴルフ会員権がいまだ株券のようく流通性を確保する段階には至つていない、という判断があるものと思われる。
- (34) 鈴木＝竹内・前掲書（注31）一五三頁。なお、平成二年の法改正以前においても、最高裁は、取締役会の承認を得ない株式の譲渡が当事者間では有効である旨を判示していた（最判昭四八・六・一五民集二七・六・七〇〇）。

第四款 その他の継続的契約

— 一つの仮説 —

ゴルフ会員契約は継続的契約の一つであり、その契約当事者の地位を表象する会員権の譲渡に際しては、相手方（ゴルフクラブ）の承諾が必要である。そして、その承諾の趣旨も、免責的債務引受に対する承諾ではなく、契約の譲渡の禁止を解除するものであることが、前款までの検討から明らかとなつた。

ところで、前述（第二節）のように、近時のフランスにおける継続的契約論は、合意に基づく契約譲渡の主たる対象である継続的契約の多くが、その当事者の人的資質を考慮して締結されるものであり、原則として相手方の承諾なしには譲渡できないものであることを示唆する。⁽³⁵⁾ そして、かかる解釈はフランス法に特有のものではなく、わが国の継続的契約にも妥当するものであると解される。すなわち、継続的契約においては、その締結に際して、相

手方当事者の資質を調査しこれを選択するのが一般的である。また、その契約の締結後においても、契約当事者間に一定の信頼関係が生じ、いわゆる「信義則」に代表される「関係的契約規範」とでも呼ばれるべき規範に規律されることになる。⁽³⁶⁾ そうであるとすれば、ゴルフ会員権の譲渡に関する右の結論は、ゴルフ会員契約に限定されず、広く継続的契約における（合意に基づく）契約当事者の地位の移転に妥当しよう。すなわち、継続的契約における契約当事者の地位は、原則として自由に譲渡されうるものではなく、その交替には相手方の承諾が必要だと解される。

二 裁判例の検討1（委任契約・なす債務など）

現実の裁判例においても、継続的契約に関して、右の点を明確に意識しつつ、契約当事者の地位の移転に相手方の承諾が必要である旨を判示するものが存在する。

（1）当事者の人的信頼関係に基づく契約

まず、契約の中でも、とりわけ当事者の人的信頼関係が重視される契約類型³⁷⁾に関しては、その当事者の地位の移転につき相手方の承諾を要求するのが判例の立場である。かかる契約類型の例としては、古くは頬母子講に代表される「講」があげられる。

【九】大審院大正一四年五月二日判決（評論全集一四民六四〇）

事案は不明である。争点となつたのは、いわゆる頬母子講の持口の譲渡が講員の地位の承継であるか、あるいは単なる債権譲渡であるかである。すなわち、持口の譲渡を受けたX（被上告人）が、他の講員であるY（上告人）

に対し、債権譲渡により金二二〇円の支払請求権を取得したとしてその支払を求めた。これに対して、Yは、右持口の譲渡が債権譲渡でなく講員の地位の承継であり、講員に対する反対債権をもつて右債権との相殺を抗弁として主張した。原審がXの請求を認めたため、Yが上告した。

大審院は、次のように判示して原判決を破棄し、事件を原審に差戻した。「(頼母子講の)持口ノ譲渡トハ何事ヲ意味スルヤ。蓋講員タル地位ノ承継ヲ指スニ在リテ、或特定セル一個若クハ數個ノ債権ノ譲渡ヲ云フニ非ス。固ヨリ本訴訴訟物タル金二百二十円ノ支払請求権ノ譲渡ヲ云フニ非サルコト殆ント言ヲ俟タス」。また、原審が「持口ノ譲渡ヲYニ於テ承諾シタリトノコトヲ以テ、直チニ債権ノ譲渡ニ対スル債務者ノ承諾ト目スルカ如キ、是亦早計タルヲ免レス。蓋頼母子講ノ如ク相互ノ信用ニ重キヲ置クモノニアリテハ、講員タル地位ノ承継ニ対シ他講員ノ同意ヲ要ストスルハ寧ロ当然ノ処置ト云フヘケレハナリ」。

右判決【九】は、頼母子講の持口の譲渡が、単なる債権譲渡でなく、講員の地位の承継であることを認めるものであり、契約当事者の地位の移転と債権譲渡とを明確に区別する。また、頼母子講のように、人的資質に着目して締結される契約の譲渡に関しては、「他講員ノ同意ヲ要ストスルハ寧ロ当然ノ処置」であると判示している点も注目に値する。⁽³⁷⁾

また、委任契約についても判例は、その当事者の地位の譲渡に相手方の承諾が必要であるとする【一〇】。

事案は不明。判旨は次の通りである。

【一〇】 大審院大正二年三月三一日判決（評論全集二民一二七）

「委任契約ハ当事者相互間ニ存スル信任ヲ基礎トシ、之ヨリ生スル権利関係ハ専属的性質ヲ有スルヲ以テ、其性

質上移転ノ觀念ヲ容レサルモノトス。從テ委任者ハ、受任者ノ承諾ナクシテ、其権利ヲ第三者ニ譲渡スルコトヲ得ス。但当事者カ特約ヲ以テ其移転ヲ許シタル場合ニ於テハ、其特約ハ所論ノ如ク公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反セサルヲ以テ、此場合ニ於テハ委任者ハ隨意ニ其権利ヲ第三者ニ譲渡シ得可シト雖モ、本件ハ当事者カ特約ヲ以テ権利ノ移転ヲ承諾シタル場合ニ非スシテ、委任者一己ノ獨斷ヲ以テ之ヲ第三者ニ譲渡シタル場合ナルヲ以テ、其譲渡行為ノ無効ナルハ論ヲ俟タス」。

右判決【一〇】の事案は不明であるため、そもそも、委任契約における当事者の地位の移転が争点となつているのか否かも不明である。しかし、判旨は、委任契約が「当事者相互間ニ存スル信任ヲ基礎ト」することを前提に、委任契約から生じる「権利関係」が「其性質上移転ノ觀念ヲ容レサルモノ」であるとし、その移転には相手方（右の事案では、受任者）の承諾が必要であると解している。

ところで、単なる委任契約上の債権の移転であれば、一般の債権譲渡と區別する理由はない。そうであるとすれば、右の判旨は、単なる委任契約上の権利の譲渡ではなく、委任契約における契約当事者の地位（＝委任者の地位）の移転に関するものであると解される。

したがつて、委任契約のような、とりわけ当事者の信頼関係を重視する契約においては、判例も、その自由な移転を認めず、契約当事者の地位の譲渡には相手方の承諾が必要である、と解していることが明らかである。

(2) なす債務

右の類型と実質的には重なるが、契約当事者の客観的な人的資質が重視される契約類型においても、相手方の承諾なしに契約当事者の地位の移転を認めると相手方に不測の損害を与えることになるため、原則として契約関係を譲渡することはできないと解される。より具体的には、主として、なす債務を生じる契約が問題になる。

右の点に具体的に答えた判例は存しない。しかし、次の有名な最高裁判例【一】は、かかる観点からの再検討が必要であると考える。

【一】 最高裁昭和三〇年九月二九日判決（民集九巻一〇号一四七二頁）

事案は次のようにあった。Y（被告、被控訴人、被上告人）の所有する土地につきYA間で売買契約が締結され、その代金は、買主Aが右土地の埋立工事を実施し、その上で宅地として売却する都度坪五〇〇円の割合で売主Yに支払うことにより完済する約束（以下「本件契約」とする）であった。その後、X（原告、控訴人、上告人）は、Aから本件契約に基づく一切の権利行為を譲り受け、直ちに埋立工事をするため現地を視察したところ、Y自らが埋立工事をしているのを発見した。そこでXは、Yに対し、本件契約の確認を請求した。これに対してYは、「本件契約のような相互の相対的信託関係に基き締結せられる契約に於ては、其の契約上の権利義務乃至地位は相手方の承諾なくしては譲渡し得ないものであるから、Aが本件契約上の権利をXに譲渡したとしてもYの承諾なき限り其の譲渡は無効である」と主張した。第一審はXの請求を棄却した。第二審は、Xの請求が「多少明確を欠く」としつつも、Aが「埋立工事を施行すること自体は…Yに対する義務」であるため、結局、「Aの本件契約上の地位即ち本件双務契約上の権利義務一切を包括して譲受けたと主張して、その確認を求めているもの」と解した。そして、「契約上の地位乃至権利義務一切の包括的譲渡（が）…契約当事者たるYの承諾なくしては行われないこと極めて明白である」が、本件にはそれがないとしてXの控訴を棄却した。X上告。

最高裁は、次のように判示して、Xの上告を棄却した。「埋立工事の義務がAにあるかどうかの問題をしばらく措くも、Aは坪五百円の割合の金員の支払義務を有することは明らかであるから、原判決が…契約上の地位乃至権利義務一切の包括譲渡については、債権者であるYの承諾なくしては同人等に対しても効力を有しない旨を判示し

て、Xの請求を認めなかつたことは、結局正当である」。

右判決【一】の事案は、契約当事者の地位の移転に関するものであるが、最高裁はこれをAX間の代金支払債務の移転の問題としてとらえ、かかる債務引受にはYの承諾が必要であることを明らかにした。その意味では、債権者が承諾すれば債務者と引受人との間の免責的債務引受契約を有効であるとする通説的見解に従つたものである、と解される⁽³⁸⁾。また、学説が指摘するように、「少なくとも売買契約の引受の効力に關しては、…それを債務の引受の効力の問題に還元するのが判例の態度」⁽³⁹⁾であり、【一】判決もかかる判例の傾向に従つたものである、と考えることもできよう。

しかし、右判決【一】の事案は、単純な売買契約に關するものではない点に注意を要する。すなわち、原契約であるYA間の契約は、AがYの土地を埋立て、宅地として順次売却する旨の継続的契約であり、Aのなす債務（埋立工事）が含まれている。また、AのYに対する代金支払債務も、Aが右宅地を順次売却し、その都度一定割合の代金をYに支払うというものであり、単なる売買代金債務ではなく、Aの宅地の販売という役務の提供（なす債務）が含まれている。そして、Aから右契約を譲り受けたXのYに対する契約の確認請求に対し、Yは、まさに右の点を問題とし、「本件契約のような相互の相対的信託関係に基き締結せられる契約」における当事者の地位の移転については、相手方であるYの承諾が必要であると主張しているのである。そうであるとすれば、本件契約は、YがAの客観的な人的資質（＝工事請負人および宅地の販売に關する能力）を考慮して締結されたものであり、その性質上、原則として譲渡されえないものであつたと解される。

したがつて、右の点を考慮して、契約当事者の地位の移転にYの承諾が必要であるとした原審判決が妥当であり、結論的には同じ（Xの請求棄却）であるが、それを単なる代金支払債務の引受の問題に還元した最高裁の判断

は適切ではなかつたと思われる。⁽⁴⁰⁾

三 裁判例の検討2（フランチャイズ契約など）

では、委任契約などの典型契約以外の継続的契約についてはどうか。ここでは、継続的商品売買契約（【一】）およびフランチャイズ契約（【二】）における当事者の地位の移転に関する裁判例を検討する。

【一】 京都地裁昭和四〇年一月一二日判決（下民集一六巻一号一頁）

砂糖の製造および販売を業とするY₁会社（被告）は、A商店との間で、Aに対して継続的に砂糖を販売する契約を締結し、Aの代表取締役であるX（原告）が右取引から生じる一切の債務を担保するために、A所有の土地に根抵当権を設定し、かつ、代物弁済予約による所有權移転請求權保全の仮登記をした。その後Y₁会社は、その営業を砂糖製造部門に限定し、Y₂（被告）がY₁よりその砂糖販売部門の譲渡を受けた。そしてY₂は、右根抵当権および仮登記上の権利を、根抵当権設定の基本契約である砂糖売買取引契約上の債権者の地位とともに譲り受け、AおよびXはいずれもこれを承諾したと主張した。しかるにXは、Y₁との継続的取引の終了を主張し、Y₁およびY₂に対して、各登記の抹消を求めた。京都地裁は、次のように判示して、Xの請求を棄却した。

「根抵当権の基本契約である継続的取引契約上の債権者の地位が第三者に譲渡され、債務者がこれを承諾するとき、その根抵当権は、いわゆる抵当権の随伴性によつて反対の特約のないかぎり、当然、新債権者に移転すると解すべきである。（根抵当権の基本契約上の債権者の地位の譲渡については、通常の抵当権付債権譲渡の場合と同じく、物上保証人の承諾を必要としないが、基本契約上債権者が義務を負担していない場合においても、通常の債権譲渡の場合と異なり、債務者は、新債権者との間に、従前よりの継続としての継続的取引契約関係を発生させるか否かの自由を有するから、

債務者の承諾を必要とするものと解するのが相当である。ただし、基本契約上債権者が義務を負担していない場合、債務者が、旧債権者より、基本契約上の債権者の地位譲渡の通知を受けながら、旧債権者との間の基本契約を解除することなく、新債権者との間に従前どおりの取引を開始すれば、債務者の默示の承諾を容易に認定できるであろう」。そして、本件においては、Y₁会社がY₂に「根抵当権設定契約の基本契約である砂糖売買取引契約上の債権者の地位を譲渡し、A会社（代表者X）に対し、その旨通知し、A会社は、これを承諾し」、X-Y₁間の継続的取引が終了したとは認められず、「基本契約上の債権者の地位の譲渡とともに、本件根抵当権は、随伴性によつて、当然、新債権者であるY₂に移転」したものと解するのが相当である。

右判決【一】の事案は、一見すると、債権譲渡に随伴する担保権の移転が争点となつてゐるよう思われる。けれども、実際には、Y₁とAとの間の継続的な砂糖売買契約における当事者（Y₁）の地位の移転が問題となり、判決もこの点を考慮して次のように述べてゐる。すなわち、「通常の債権譲渡の場合と異なり、債務者（＝相手方X）は、新債権者（＝譲受人Y₂）との間に、従前よりの継続としての継続的取引契約関係を发生させるか否かの自由を有するから、債務者の承諾を必要とする」とし、本件ではその承諾が認められたのである。

ただし、右の判旨は、相手方と譲受人との間に（新たに）継続的契約を発生させるために相手方の承諾を要求する趣旨である、と解することも可能である。しかし、判旨は、相手方の承諾を、「従前よりの継続としての」契約関係を相手方と譲受人の間に生じさせるために要求するのであるため、実質的には、契約当事者の地位を移転するための要件とする趣旨である、と解される。

また、次の判決【二】は、フランチャイズ契約における当事者の地位の移転につき、より直截に相手方の承諾を必要とする旨を判示する。

【一三】福岡高裁平成八年九月一九日判決（判タ九三九号一七二頁）

事案のうち、契約当事者の地位の移転に関する部分のみを取り上げると、次のようにあった。化学ぞうきん等の清掃用品の貸付を業とするX会社（原告、被控訴人）は、Y₁会社（被告、控訴人）の代表取締役であるY₂（被告、控訴人）との間で代理店契約を締結した。この代理店契約の実質は、いわゆるフランチャイズ契約であつて、フランチャイザー（X）は、フランチャイジー（Y₂）に対し、ママピカットというサービスマーケ入りの化学ぞうきんを提供し、その賃貸等の事業を行うことを許諾するものであった。そして、右契約においては、Y₂が「代理店営業」を他に貸与、譲渡しても差し支えないが、その場合にはXの承諾を得るものとするとの約定（以下「本件条項」とする）が定められていた。その後、Y₁がY₂のXに対する契約上の地位を承継し、Xがこれを承諾した。しかるに、Y₁がその「営業権」をXの承諾なくさらに他社に譲渡したため、XはY₁が本件条項に違反したとの理由で、Y₁およびその取締役であるY₂に対して損害賠償を請求した。争点となつたのは、本件条項がXの承諾のない営業譲渡を禁止する趣旨であるのか、それとも、営業譲渡とは別の、フランチャイジーとしての地位の移転についてのみ適用されるのかである。第一審はXの請求を一部認容し、Y₁らが控訴した。

福岡高裁は、結論的には控訴の一部を棄却し、原判決の一部を変更したが、契約当事者の地位の移転に関しては次のように判示した。すなわち、「本件契約における前記営業譲渡の制限を定めた本件条項は、フランチャイジーたる地位の移転を伴う場合にはフランチャイザーであるXの承諾を要するが、そうでない場合は承諾がなくても譲渡できるという趣旨であるのか（Y₁らの主張）、右地位の移転を伴わない営業譲渡についてもXの承諾がない限り禁止されるという趣旨を含むのか（Xの主張）が問題になるわけであるが、本件条項にいう『代理店営業』が本件契約に基づくY₁会社の営業を指すことは疑いを入れないから、右条項はY₁会社がXとの契約関係に基づくフランチャイジーとしての営業を他に譲渡する場合には、Xの承諾を要するという趣旨であると解するほかない。これは、本

件契約が前記のようなフランチャイズ・システムによるものであり、フランチャイザーであるXにとつて誰がフランチャイジーとなるかは重大な関心事であり、これを選ぶ権利があることから、本件条項をもつて、契約上の地位の移転につき特にXの承諾が必要である旨を規定したものと理解することができ、何ら不自然な点はない。」（中略）「してみれば、本件条項の反対解釈として、Xとの契約関係に基づく契約当事者としての地位の移転を伴わない営業譲渡については、Xの承諾は必要ないと解することができ、または、少なくとも、本件条項は右の営業譲渡については何も規定しておらずしたがって、これに基づく債務不履行責任が生じる余地はないと解するほかない」。

フランチャイズ契約のような継続的契約においては、その基本契約に、契約当事者（フランチャイジー）の地位の移転につき相手方（フランチャイザー）の承諾を要する旨の条項が含まれるのが通常である。その条項の趣旨につき、右判決【一三】は、「フランチャイザーであるXにとつて誰がフランチャイジーとなるかは重大な関心事であり、これを選ぶ権利があることから、…契約上の地位の移転につき特にXの承諾が必要である旨を規定したものが」であるとする。これは、継続的契約が原則として譲渡不可能であり、その禁止を解除するために相手方の承諾を要すると解するものである。

四 小 括

判例は古くから、委任契約のような、とりわけ当事者間の信認関係を基礎にする契約においては、契約当事者の地位の移転は原則として認められず、その移転のためには相手方の承諾が必要である、と解していた。そして、下級審ではあるが、継続的商品売買契約やフランチャイズ契約についても、相手方の承諾なしには契約当事者の地位の移転が認められないとするのが裁判例の傾向である。

ところで、いわゆる「契約上の地位の譲渡」に関して、従来の通説は、相手方（債権者）の承諾が必要であると解してきた。しかし、その趣旨は、「契約上の地位の譲渡」が免責的債務引受を含むことにある。すなわち、債務者の交替は債権者の承諾なくして行われえない、ということを根拠とする。その意味では、従来の通説の要件とする「相手方の承諾」は、右の裁判例のそれと趣旨を異にしよう。

ここで結論を先取りすると、本稿も、合意に基づく契約当事者の地位の移転には相手方の承諾が必要であるとの立場をとる。ただし、その「相手方の承諾」は、右の裁判例のように、継続的契約における当事者の交替（契約譲渡）の禁止を解除するものであり、従来の通説が主張する免責的債務引受に対する債権者の承諾とは、明確に区別されなければならないと考える。

(35) 本稿第二節第三款（立教法学五四号一六七頁以下）参照。

(36) かかる主張の代表的なモノグラフィーとして、内田貴『契約の再生』（弘文堂、一九九〇年）。

(37) なお、傍論ではあるが、大判昭一一・四・二八民集一五・六五七も、講の加入口（持口）の譲渡に関して、【九】判決の立場を確認している。すなわち、この判決においても大審院は、講の加入口（持口）の譲渡が「権利義務ヲ包括スル地位ノ移転行為」であり、「単ナル権利ノ譲渡」でないとする。そして、その譲渡には、相手方である講の承認が必要である旨を判示した。

(38) 椿寿夫「債務を伴う地位の譲渡と債権者への対抗力」民商法雑誌三四卷二号一二一頁（一九五六）。

(39) 四宮和夫『債務の引受け』（有斐閣、一九六〇年）七一頁。

(40) もつとも、原審が指摘したように、本件においては、そもそも、Xの請求自体が明確でなかったことに問題があつたと考えられる。なお、野澤・再構成（三・完）立教法学四一号一〇二頁注（69）参照。

第四節 まとめ

一 契約の譲渡可能性と相手方の承諾

(1) フランス

契約当事者の地位は自由に譲渡できるか。

右の問題につき、フランスにおいては、契約の自由譲渡性を前提とする学説（ラルメ、エネス）が有力である。すなわち、この見解は、契約譲渡に相手方の承諾が要求されず、相手方に当事者の交替を知らせるために債権譲渡の対抗要件（民一六九〇条）のみが問題になるとする。しかし、一九九七年に出された破毀院商事部判決は、相手方の承諾を契約譲渡の要件とすることを明らかにした。そして、繰り返し述べるように、近時のフランスにおける継続的契約論は、契約譲渡の主たる対象である継続的契約の多くが、当事者の人的資質（職業的特性、商品の販売地としての特性等）を考慮して締結されるため、原則として相手方の承諾なしには譲渡できないものであることを示唆する。そうであるとすれば、今後のフランス民法学においては、（合意に基づく）契約譲渡につき、相手方の承諾が要件になる、という見解が有力になると予想される。

(2) 日本

他方、わが国においても、指名債権（民四六六条一項本文）と同じく、契約も自由に譲渡されうるとの見解（椿）が有力である。しかし、従来の判例および通説は、「契約上の地位の譲渡」につき、相手方の承諾が要件となると解してきた。もつとも、その趣旨は、契約上の地位の譲渡には免責的債務引受けが含まれるため、相手方（債権者）の同意なしに債務者の交替を認めるることはできない、というものであった。

しかし、現実の裁判例の検討は、そもそも契約当事者の地位が、原則として譲渡されえないものであることを示

唆する。すなわち、継続的契約、とりわけその基本契約の締結に際しては、誰が契約のパートナーとなるかは当事者にとつて重大な関心事であり、職業的適性、経験等の（客観的な）人的資質を考慮するのが通常である。そうであるとすれば、相手方の承諾なしに契約当事者が交替することは、相手方にとって容認しがたい結果となろう。

したがつて、フランス法および日本法の検討からは、単なる（指名）債権と異なり、契約は原則として譲渡できないものであることが導かれる。そして、その禁止を解除するために相手方の承諾が必要であり、結論的には、相手方の承諾が合意に基づく契約当事者の地位の移転の要件となる、と解される。

二 ゴルフ会員権の譲渡

では、近時の裁判例において問題とされるゴルフ会員権の譲渡は、「契約当事者の地位の移転」の中でどのように位置づけられるであろうか。

まず、預託金会員制ゴルフクラブの会員権の法的性質が、当該ゴルフクラブに対する契約当事者の地位であることは異論がない。そして、その譲渡に関しては、原則として譲渡が禁止され、その禁止を解除するために相手方（ゴルフクラブ）の承諾が必要であるとするのが、実務（ゴルフクラブの会則）であり、かつ、裁判例の傾向である。それゆえ、ゴルフ会員権の譲渡も、右の「合意に基づく契約当事者の地位の移転」の一類型にすぎない、と考えることができる。

ただし、わが国では、ゴルフ会員権が業者を通じて頻繁に取り引きされ、一定の市場を形成している、という他の国には見られない特殊事情が存在する。それゆえ、一般の指名債権に比して、会員権の流通性をより確保する必要があると考えられる。そこで判例は、定款の譲渡制限に反してなされた株式譲渡の効力（商二〇四条の五）と同じく、相手方（ゴルフクラブ）の承諾のない会員権の譲渡についても、その相手方に対する関係では譲受人が権利

行使できないが、譲渡当事者間においては有効である、と解しているものと思われる。

そうであるとすれば、ゴルフ会員権の譲渡は、「合意に基づく契約当事者の地位の移転」の、やや特殊な応用問題であると解される。

三 全体的な課題

(1) 「合意に基づく契約当事者の地位の移転」の要件・効果

以上のように、従来の通説とはその趣旨を異にするが、合意に基づく契約当事者の地位の移転においても相手方の承諾が要件となるとすると、さらにこの要件をめぐつて、次の点が問題となる。

第一に、右の承諾なくしてなされた契約当事者の地位の移転の合意の効力を、いかに解するかが問題となる。

第二に、右の承諾に加えて、相手方に契約当事者の交替を知らせるために、債権譲渡の対抗要件（民四六七条）の手続が準用されるか否かが問題となる。

第三に、効果論とも関連するが、右の承諾と譲渡人の免責の可否との関係も考える必要がある。

もつとも、右の諸点に関して筆者が用意する答えは、これまでの本稿における検討からも推測されよう。これに加えて、本稿は、契約当事者の地位の移転の主たる対象を継続的契約であるとするが、一回的な契約における契約当事者の地位の交替についても検討しなければならない。換言すれば、契約当事者の地位の移転と目的物の転売との区別が問題となり、この問題はまさに「契約当事者の地位の移転」の機能（役割）をどう解するかに関わるものである。

(2) 「契約当事者の地位の移転」を類型化する根拠

ところで、本稿は、契約当事者の地位の移転を、その発生原因に従つて、合意に基づくものと特定の財産の譲渡

に伴うものとの二つに類型化する。そして、次章のはじめに整理するように、類型に応じて要件および効果が異なると解している。しかし、かりにそうであるとすれば、この二つの類型を区別する根拠が問題となる。すなわち、要件および効果が、右の類型に応じて異なる理由を明らかにしなければならないと考える。そしてこの問題は、「契約当事者の地位の移転」に固有の論点にとどまらず、より根元的な、「契約」とは何か、という問題を問い合わせる契機となるものであると思われる。

〔未 完〕

〔付記〕 本研究をまとめるにあたり、全国銀行学術振興財団の研究助成金（一九九九年度）を受けていることをここに付記します。